

第六章 取 締 り

第一節 鉄砲の件

今も昔も許可なく鉄砲を持つことは固く禁じられていた。

およそ、一五〇年前の天保三年十一月、中富村、小右衛門の太七という者が家で鉄砲を操作しているところを見咎められ村役人に預けられ、役人一同驚き恐縮しているところである。

実はこの春、鉄砲のことについて村中の人々に伝えたばかりである。

先年も村方より鉄砲の件で咎められた者があり、取締りが不行き届きということで、厳しくお叱りを受けている。又々の出来事で今度はどのような事になるのか

差上申一札之事

今般村方小右衛門太七儀、鉄砲躰之品致指繰居候処預御見咎村役人江被成御預一同奉驚恐入候 當春中モ右躰之儀無之様格別之御慈愛ヲ以御教語成下村役人一同難有小前一統江申聞候処

既ニ先年村方ヨリ殺生人御差出相成其節モ村方取締不行届旨嚴鋪預御叱奉伏罷在又候今般御近在ニ相成候而者何様之御糺明被仰付候哉モ難斗

格別のご慈愛をもってお聞き下されありがたく存じます。鉄砲は書面の村、立会の上、壊します。百姓全員を名主宅に呼び寄せ心得違いないよう厳重に注意します。ということ一件落着いたようである。

御憐愍奉願上候処格別之御慈愛ヲ以御聞濟被下置難有仕合奉存候、然ル上者鉄砲躰之品書面之村立会之上潰ニ仕候処相違無御座候

小前未々ニ至迄不殘名主宅江呼寄不漏様申聞自今心得違無之様可仕候

天保三丑辰十一月

中富村

名主 五郎右衛門

第二節 博奕禁止の件 ばくえき

賭博禁止の通知を受けて中富村の対応の文書である。禁止の法令については承知しているのにもかかわらず、農事を怠り、博打をやっている者があるやに聞いているので、百姓全員に嚴重に注意せよ、と云うことである。

中富ではこの事について一同承知を致しました。家族全員に詳細に申し聞かせ、心得違い無いように守らせます。村内にも取り決めがありますので、署名捺印し誓約書を提出します。

御預所三郡村々博奕御制禁ノ儀者兼而被 仰出候御法令モ有之人々承知事ニ候得共農事漁業越怠リ諸勝負ケ間敷義致シ候者モ有之哉ニ相聞有間敷事候

郡方役所

前書之通今般、仰聞一同承知奉畏候、銘々家族妻子共江茂巨細ニ為申聞達矢不仕様急度相守可申候

村内規定茂有之如何様ニ被仰付候共決而違背申上間敷候依之一同連印差上申候処如件

元治式丑年三月

百姓

権六	①	竹治朗	①	所左衛門	①	佐五兵衛	①
善吉	①	弥吉	①	勘兵衛	①	太郎兵衛	①
半右衛門	①	元右衛門	①	作助	①	仁左衛門	①
清兵衛	①	兵五郎	①	四郎兵衛	①	文右衛門	①
善右衛門	①	清藏	①	金兵衛	①	甚五右衛門	①
太兵衛	①	嘉兵衛	①	金右衛門	①	六兵衛	①
清左衛門	①	源左衛門	①	金藏	①	茂右衛門	①
六郎兵衛	①	六右衛門	①	伝兵衛	①	伝右衛門	①
嘉左衛門	①	久右衛門	①				

村 御役人衆中

百姓代 太郎左衛門 ①

御役所 元治式丑年三月

連印差

Handwritten notes and signatures in cursive script, including names like 善吉, 半右衛門, etc.

第三節 お尋ね者捕縛につき布達

全国指名手配していた犯人を逮捕したので、区内の人々に知らせる事の通知文書である。恐らく高札に掲示したと思われる。

乙第四百四号

相川県管下

佐渡国加茂郡田ノ澤村 出生

無籍 卯吉

熊谷県管下

武蔵国那賀郡本部村農

吉田傳吉 厄介

吉田仁三郎

右之者共儀本年乙第七十八號乙第九十一號人相書ヲ以及布達置候所卯吉ハ新潟県、仁三郎ハ熊谷県於テ捕縛相成候條此旨布達候事

明治七年九月二十日

司法卿大木喬任

右之通被相達候條得其意区内一般へ無減可相達候事

明治七年十月七日

千葉県令 柴原 和

乙第四百四號

相川縣管下

佐渡國加茂郡田ノ澤村

出生

無籍 卯吉

熊谷縣管下

武蔵國那賀郡本部村農

吉田傳吉厄介

吉田仁三郎

右之者共儀本年乙第七十八號乙第九十一號人相書

千葉県

ヲ以及布達置候所卯吉ハ新潟縣仁三郎ハ熊谷縣於テ捕縛相成候條此旨布達候事

明治七年九月二十日

司法卿大木喬任

右之通被相達候條得其意区内一般へ無減可相達候事

明治七年十月七日

千葉県令 柴原 和